日本教育政策学会会長及び理事選出規程

（目的）
第１条　本規程は、日本教育政策学会会則第６条により、本学会の会長及び理事の選出方法について定める。

（会長及び理事の定数）
第２条　会長及び理事の定数は次の通りとする。

会長	１名
理事・全国区	４名
理事・地方区	１６名程度

２　なお、地方区の区分は、北海道・東北、関東、甲信・東海・北陸、近畿、中国・四国・九州・沖縄の５つとする。
３　各地方区の選出理事数は、下記の算定式に従い、会員数に比例して配分する。
全会員数/地区選出理事数（１６人）を、理事選出の基準会員数とする（小数第一位を四捨五入）。地方理事の選出数は、各地区の会員数を理事選出の基準会員数で割った数とする。ただし、この計算式により地区選出理事数が２人に達しない場合には、地区選出理事数１６人の外で１人を加えて２人とする。

（会長及び理事の選出方法）
第３条　会長及び理事の選出は、会員の無記名郵便投票により行う。会長については１名を記入する。全国区理事については４名、所属地方区理事については定数名を連記する。ただし、定数以下の連記も有効とする。
２　会員の所属地方区は、学会に届け出ている所属機関の所在地（改選年度の４月１５日現在）が属する地区とする。ただし、機関に所属しない場合は、届け出住所が属する地区とする。海外に在住または滞在中の会員で、国内に所属機関を有しない者は、本人の申請にもとづくものとし、 本人からの申請がない場合は事務局所在地の地方区に所属するものとする。
３　会長及び理事は、改選年度における５月１日から６月１５日までの間に選出する。
４　会長及び理事当選者は票数順とし、同順位の場合は選挙管理委員会の行う抽選により決定する。
５　全国区と地方区の両方の当選者は、全国区の当選者とし、その場合、当該地方区の次点者を繰り上げ当選とする。

（理事の任期）
第４条　会長及び理事の任期は、会長及び理事選出直後の大会終了の翌日より３年後の大会終了日までとする。

（選挙管理委員会）
第５条　第２条に規定する会長及び理事選出事務を執行するため、会長は会員中より選挙管理委員会の委員３名を指名する。
２　選挙管理委員会は互選により委員長１名を決定する。
３　選挙管理委員会の執行する事務は、学会事務局がこれを補佐する。

（選挙権者及び被選挙権者の確定等）
第６条　事務局長は、常任理事会の承認を受けて、会長及び理事選出の選挙権者及び被選挙権者（ともに改選前年度までの会費を前年度末（３月３１日）までに完納した者）の名簿を調製しなければならない。
２　事務局長は、選挙管理委員会の承認を受けて、選挙説明書その他必要な文書を配布することができる。

（細則の委任）
第７条　本学会の会長及び理事選出に関する細則は、常任理事会の定めるところによる。

附則　この規程は、制定の日から施行する。
附則　この規程は、２００１年７月２日より施行する。
（２００１年６月３０日　第９回理事会決定）
附則　この規程は、２００２年４月１日より施行する。
（２００２年３月２６日　第４４回常任理事会決定）
附則　この規程は、２００５年４月１日より施行する。
（２００５年２月３日　第５９回常任理事会決定）
附則　この規程は、２０１１年４月１日より施行する。ただし、第２条は、２０１１年４月に執行される会長及び理事選挙より適用する。
（２０１０年７月１０日　第１８回理事会決定）
附則　この規程は、２０２２年７月９日より施行する。
（２０２２年７月２日第３０回理事会決定）